



めざせ!! 地域のヒーロー 消防団

問合せ
防災課地域防災係

消防団員家族の声

消防団活動が続けていくには家族の理解と協力が不可欠です。そのなかで、今回は第3分隊加藤義隆さんの奥様、恵子さんからコメントをいただきました。

私は、結婚を機に消防団の存在を知りました。そして、消防団とはどんな人たちが、どんな活動をしているのかを初めて知りました。

皆さん、仕事を終えてから消防団の活動や訓練。特に消防操法大会に向けての訓練は、私の想像を超えるものでした。深夜に帰ってくることもあり、体調面の心配もしました。それでも1つの目標に向かい訓練している姿はとても格好良く、たくましく見えました。

ここ最近、日本各地では地震や自然災害が多く、いつかこの地域でも大きな災害がくるのではないかと不安に思う事があります。そのなかで、消防団での経験が大きな支えになるのではないかなと思っています。

昨年、近所の人と話をしていると「（操作大会の）優勝おめでとう」と声をかけていただきました。日々、地域の人との交流があることや消防団で学び経験したこと、そしてともに過ごした仲間はかけがえない宝だと思います。

消防団の活動を温かく見守ってくださる地域の人とともに、地域を守るために活躍している消防団を、これからも応援していきます。



飼い主のおきて ペットも大切な家族です

○犬の飼い方とマナー

- ・一生に1度、登録をしましょう。また、首輪などに登録鑑札をつけましょう。
- ・放し飼いはやめましょう。
- ・定期的に運動をさせましょう。ストレスを発散させることにより、無駄ぼえがなくなります。
- ・ふん、尿の悪臭などの苦情が多く寄せられています。自宅でふん、尿をさせてから散歩に出かけるようにしましょう。
- ・散歩するとき、必ずふんを拾うための袋などを持参し、持ち帰るようにしてください。
- ・年に1回、狂犬病予防注射を打ちましょう。
- ・犬が死んだとき、住所や飼い主が変わったときは必ず市へ届け出てください。
- ・人をかんだときは、必ず県動物保護管理センター（☎0565-58-2323）へ届け出てください。
- ・犬が逃げ出したときは、環境課ごみ減量係、碧南警察署（☎46-0110）、県動物保護管理センターに届け出ましょう。

納期限のお知らせ

問合せ 税務課管理係

9月30日(金)は国民健康保険税第3期の納期限です。納付場所は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストアです。納付書を紛失した場合は税務課窓口で再発行します。

口座振替の申込みをしている場合は、納期限の日引き落としされますので、口座残高をご確認ください。

納税のこよみ

納期限	税金の種類
9月30日(金)	国民健康保険税第3期
10月31日(月)	市民税・県民税（普通徴収）第3期 国民健康保険税第4期
11月30日(水)	国民健康保険税第5期
12月26日(月)	固定資産税・都市計画税第3期 国民健康保険税第6期
平成29年 1月31日(火)	市民税・県民税（普通徴収）第4期 国民健康保険税第7期
2月28日(火)	固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期